

令和 2 年度決算に係る

定期監査資料

令和 3 年 6 月

機 関 名

組織改正に伴い業務を引き継いだ機関

中部総合事務所倉吉保健所

## 目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
(1)	指摘事項	
(2)	監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	1 頁
4	役付職員の調べ	1 頁
5	主な事業に関する調べ	2 頁
6	収入証紙取扱調べ	4 頁
7	現金の取扱状況	4 頁
(1)	現金取扱状況	
(2)	つり銭の状況	
8	財産に関する調べ	4 頁
(1)	公有財産	
(2)	金券類の保有状況	
9	財産の貸付け及び使用許可調べ	4 頁
(1)	土地及び建物	
(2)	物品	
10	借受不動産明細調べ	4 頁
11	職員駐車場の管理状況調べ	4 頁
(1)	管理状況	
(2)	減免の考え方	
(3)	使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	4 頁
13	備品の処分状況調べ	4 頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	4 頁
(1)	亡失、損傷の報告状況	
(2)	物品確認の実施状況	
15	介護保険・介護サービス事業の状況	5 頁
(1)	介護サービス事業者の指定等の状況	
(2)	介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
16	障害福祉サービス事業等の状況	6 頁
(1)	指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
(2)	視程障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況	
(3)	指定障害児通所支援事業者の指定等の状況	
(4)	指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況	
17	心と女性に関する相談状況	8 頁
18	障がい者福祉の状況	8 頁
(1)	身体障がい者福祉の状況	
(2)	知的障がい者福祉の状況	
(3)	精神障がい者福祉の状況	
19	児童福祉の状況	10 頁
(1)	児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
(2)	届出保育施設に対する指導監査の状況	
(3)	母子世帯の施設入所状況	
20	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	12 頁
(1)	母子・父子自立支援員活動状況	
(2)	母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(3)	父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(4)	寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
21	生活保護業務	16 頁
(1)	保護申請等の状況	
(2)	保護の状況	

2 2	社会福祉施設に対する指導監査の状況	17頁
2 3	特定給食施設に対する指導の状況	17頁
2 4	食品表示に関する指導の状況	18頁
2 5	健康に関する事業の実施状況	18頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 不妊治療費助成金交付事業	
	(6) 食育推進普及事業	
	(7) 歯科保健事業	
	(8) がん対策推進事業	
	(9) がん患者社会参加応援事業	
	(10) 受動喫煙防止対策推進事業	
	(11) 医療相談等対応状況	
2 6	医療施設等の検査等の状況	21頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	
2 7	感染症等に関する業務の状況	23頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況（結核を除く）	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
	(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
	(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
2 8	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	24頁
2 9	難病患者の状況	24頁
	(1) 受給者証所持者の状況	
	(2) 難病事業の実施状況	
3 0	健康教育	24頁
3 1	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	25頁
3 2	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	25頁
3 3	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	25頁
3 4	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	25頁
○	意見、要望等	25頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項 該当なし
- (2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況  
該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和3年4月1日現在)

区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備考
	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	
定員									
現員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
過不足(Δ)									
臨時的任用職員									
会計年度任用職員									

4 役付職員の調べ

(令和3年5月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳									
		国庫支出金	起債	その他	一般財源						
DV被害者等支援	—	—			—						
将来ビジョン	—										
令和新时代創生戦略	—										
政策項目	—										
(概要)											
ア 目的及び事業の実施状況											
(ア) 目的											
・DV被害者等支援を適切に行うとともに、普及啓発や関係機関との連携強化・職員の資質向上により、DV防止と被害者支援の充実を図る。											
(イ) 事業の実施状況											
＜相談支援＞											
・24時間体制(休日夜間オンコール)でDV被害者等からの相談に応じるとともに、緊急時において安全確保のための一時保護を行っている。(R2年度一時保護はDV被害者はゼロ。要保護女子の一時保護は2件あり)											
DV相談件数(延数・年度)											
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県内	811	1001	996	934	863	923	696	924	1137	824	1551
*中部	87	81	76	94	111	98	119	81	97	159	143
DV一時保護件数(年度)											
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県内	75	68	58	63	38	31	21	31	46	17	20
*中部	14	13	13	13	5	6	4	5	6	5	0
＜普及啓発・人材育成＞											
・内閣府が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、DV防止等に係る意識啓発と相談窓口等の周知を図るため、各市町と協力して、パネル展示を実施した。											
・関係機関の担当職員ネットワーク会議及び研修会を開催し、機関の連携強化と事例検討等を通じて事案対応力の向上等を図った。(ネットワーク会議2回・研修会1回開催、14機関、延24名参加)											
・倉吉児童相談所との連携強化のため、今年度から連絡会を実施。(3回開催)											
・DV予防啓発支援員を研修講師として派遣し、高等学校・専門学校・大学の学生を対象にデートDV予防学習会を実施した。(6校7回、延23名の講師派遣)											
・DV予防啓発支援員の資質向上を図るための連絡会を実施した。(5回開催)											
イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点											
・児童相談所との連携強化を目的に、連絡会の開催をはじめた。											
・デートDV予防学習会に向けて、依頼元の学校と学習内容について事前打合せを行い、対象者に合った教材作りを行った。											
ウ 成果及び効果											
○今年度目標値：ネットワーク会議2～4回、研修会1回、DV予防啓発支援員連絡会6回											
○今年度達成状況：ネットワーク会議2回、研修会1回、DV予防啓発支援員連絡会5回											
・デートDV予防学習会では、学生の状況に合わせた教材の工夫を行い、学校側からは分かりやすく学生の理解が進んだとの意見をもらっている。											
エ 課題											
・来年度は若年層への普及啓発活動をさらに広げ、中学校でのデートDV予防学習を行う予定のため、DV予防啓発支援員の登録を増やしていくことや教材の検討が必要。											
・児童相談所との連絡会については今後も継続しながらさらなる連携強化を図る必要がある。											

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
新型コロナウイルス等感染症対策の推進	601	291	-	-	310

将来ビジョン

令和新時代創生戦略

政策項目

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア)目的

2019年10月以降、中国湖北省を中心に発生し、短期間で世界に広がりパンデミックを引き起こしている新型コロナウイルスは、変異等により幾度も流行の波を起しており終息に至っていない。中部圏域においてもクラスターが発生しており、いかなる状況においても患者に適切に医療提供できる様医療体制等の整備を行うとともに、迅速な疫学調査等により蔓延防止を図り、住民生活への被害を最小限に抑えるよう取り組む。

また、コロナ以外のさまざまな感染症に関する県民等からの相談に対応するとともに、麻しん、デング熱等再興感染症・輸入感染症の流行に対しても、迅速に医療機関等へ情報提供を行い、感染拡大防止を図る。

(イ)事業の実施状況

項目	内容		
新型コロナウイルス等への対応に係る体制整備及び対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部総合事務所職員向け新型コロナウイルス患者移送訓練(5/18,20)</li> <li>・福祉施設での新型コロナ対策に係る意見交換会(5回)</li> <li>・避難所運営における新型コロナウイルス感染対策に係る情報交換会(7/3)</li> <li>・人工透析医療機関における新型コロナウイルス対策意見交換会(4/8)</li> <li>・新型コロナウイルス対策における病院との意見交換会(5/14)</li> </ul>		
医療機関との連携強化及び医療機関従事者等の資質向上	・医療機関職員を対象に研修会及び会議を開催		
	開催日	内容	人数
	4/13	感染防護具着脱訓練(診療所)	2人
	6/3,5 10/13	感染防護具着脱訓練(病院) 新型コロナ患者移送訓練(病院)	50人
	1/28	新型コロナウイルス実施指導	6人

&lt;その他感染症等への対応&gt;

感染症予防及び対策に関する衛生教育	福祉施設等を対象に研修会を開催		
	日時	回数	人数
	新型コロナウイルス対策等について	7回	245人

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・新型コロナウイルス感染症患者に適切な医療が提供できるよう、病院へ出向き実地指導を行うとともに、福祉施設で入院困難な方が感染した場合を想定し、福祉施設で陽性者へのケアが継続できるよう、対応について専門家等による実地指導、意見交換等を行った。

ウ 成果及び効果

- ・陽性者に対し適切に医療提供し、社会復帰まで支援することができた。
- ・必要な方には検査を受けられる体制を整え、大規模な感染拡大には至らなかった。
- ・保育所におけるクラスターが発生したが、迅速に専門家による実地指導を行い、速やかに適切に保育所を再開することができた。

エ 課題

- ・ウイルス変異等により更なる感染拡大、患者数増加が想定されるため、更に中部圏域の医療機関体制を整備していくことも検討が必要。
- ・今後、新型コロナワクチン接種に関する業務も加わる中、患者数が増加しても、迅速な疫学調査、患者への適切な医療提供が行えるよう、中部総合事務所全体で対応していけるよう、所内で連携を図り、体制整備していく必要がある。
- ・市町村が実施主体となる新型コロナワクチン接種が迅速に希望する方に行われるよう支援することが必要。

6 収入証紙取扱調べ

有 ・ 無

7 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和3年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
(一般会計)			
衛生手数料	81,700	17	証明書手数料、申請手数料、 免許書換・再交付手数料
雑入	1,250	73	コピー代
(特別会計)			
母子父子寡婦福祉資金貸付金 元利収入	436,601	34	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合 計	519,551	124	

(2) つり銭の状況

該当なし

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使用枚数及び金額	
54枚	0枚	0枚 0円	54枚

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物 品 該当なし

10 借受不動産明細調べ 該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

13 備品の処分状況調べ 該当なし

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有 ・  無

(2) 物品確認の実施状況

有 ・  無

福祉保健局 共通個別事項

15 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(令和3年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (F)	R2年度 (A+B-C-D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)			( )		2		26	23	22	21	19
②訪問入浴介護			( )				2	2	1	1	1
③訪問看護			( )		1		6	7	10	10	9
④訪問リハビリテーション			( )				3	3	5	5	5
⑤居宅療養管理指導			( )				2	2	2	2	2
⑥通所介護(デイサービス)		1	( )				35	36	37	36	37
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			( )						1	1	1
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			( )		1		10	10	10	10	9
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			( )								
⑩特定施設入居者生活介護			( )				2	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			( )				7	6	5	4	4
⑫特定福祉用具販売			( )		1		7	6	6	5	4
⑬居宅介護支援事業			( )				37	36			
計(介護給付)		1	( )		5		137	133	101	97	93
⑭介護予防訪問介護			( )				26	23			
⑮介護予防訪問入浴介護			( )				1	1	1	1	1
⑯介護予防訪問看護			( )		1		9	10	10	10	9
⑰介護予防訪問リハビリテーション			( )				3	3	5	5	5
⑱介護予防居宅療養管理指導			( )				2	2	2	2	2
⑲介護予防通所介護			( )				48	47			
⑳介護予防通所リハビリテーション			( )						1	1	1
㉑介護予防短期入所生活介護			( )		1		10	10	10	10	9
㉒介護予防短期入所療養介護			( )								
㉓介護予防特定施設入居者生活介護			( )				2	2	2	2	2
㉔介護予防福祉用具貸与			( )				7	6	5	4	4
㉕特定介護予防福祉用具販売			( )		1		7	6	6	5	4
計(予防給付)			( )		3		115	110	42	40	37
【居宅サービス】											
小計		1	( )		8		252	243	143	137	130
㉖介護老人福祉施設		1	( )		1		7	7	7	7	7
㉗介護老人保健施設			( )				12	12	12	12	12
㉘介護療養型医療施設			( )								
㉙介護医療院			( )								
【施設サービス(介護給付)】											
小計		1	( )		1		19	19	19	19	19
合計		2	( )		9		271	262	162	156	149

※ (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除く。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「鳥取県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に基づき、3年に1回実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。

- ・過去2年実地指導を行っていない事業所
- ・直近の実地指導等の状況を踏まえて、継続指導が必要な事業所
- ・宿泊デイサービスを実施している通所介護事業所



\* 当年度重点指導事項

- ①基準に沿った介護報酬の算定・請求の確認
- ②人員基準の遵守
- ③適切なサービス提供の確認
- ④虐待や身体拘束の防止のための取組状況
- ⑤利用者の安全確保のための非常災害対策の確認
- ⑥新型コロナウイルス感染症予防対策の実施状況の確認

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	29	24	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価について実施したことが分かる記録を整備し保存すること。(4)</li> <li>・運営規程に記載されている保存期間を「2年」から「5年」に改めること。(4)</li> <li>・介護サービスの提供に当たって、居宅介護支援事業者等へ適切に情報提供を行い、密接な連携に努めること。(7)</li> </ul>
集団指導	143	—	—	※新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、説明資料を局ホームページに掲載し、開催に代えた。 (内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止・身体的拘束の禁止について</li> <li>・社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について</li> </ul>
実地検査による監査	—	—	—	

16 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
							(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
①居宅介護					4		23	18	18	16	12
②重度訪問介護					3		21	16	16	14	11
③同行援護			( )				8	7	7	6	6
④行動援護			( )				7	4	4	2	2
⑤療養介護			( )								
⑥生活介護		1	1(1)				7	6	6	6	7
⑦短期入所		1	1(1)				14	16	17	20	21
⑧重度障害者等包括支援			( )								
⑨自立生活援助			( )								
⑩自立訓練(機能訓練)			( )								
⑪自立訓練(生活訓練)			( )				1	1	1	1	1
⑫就労移行支援			( )				5	3	3	3	3
⑬就労継続支援A型			( )				5	5	5	6	6
⑭就労継続支援B型			( )				16	17	18	18	18
⑮共同生活援助			( )		1		8	10	10	11	10
⑯就労定着支援			( )						1	1	1
計(指定障害福祉サービス事業者)		2	2(2)		8		115	103	106	104	98
⑰一般相談支援			( )				2	2	2	2	2
計(指定一般相談支援事業者)			( )				2	2	2	2	2
合計		2	2(2)		8		117	105	108	106	100

※(1) ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

○3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。

- ・過去2年実地指導を行っていない事業所
- ・令和元年度、令和2年度に新規指定した事業所
- ・令和元年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所
- ・コロナウイルスの影響で計画どおりの指導監査が行えなかった。

\* 当年度重点指導事項

【令和2年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 非常災害対策について
- (2) 訪問系サービスの従業者要件について
- (3) 障害者虐待の防止について
- (4) 新型コロナウイルス対策について（自己点検の実施）

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	16	7	11	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・記録の不備（5件）・自己評価未実施（3件） ・避難経路掲示なし（2件）・虐待研修未実施（1件）
集団指導	64	—	—	・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、説明資料を局ホームページに掲載し、開催に代えた。 ・中部管内で指定障害者福祉サービス等を提供している全法人を対象。 ・内容 (1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項及び届出等について (2) 障害者虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化の推進について (3) 社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について
監査	なし			

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査 (申請内数) (C)	当年度指定申請の却下件数 (D)	当年度廃止等 (E)	未指定件数 (F)	年度末指定件数				
							H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (A+B-C-D-E+F)
① 児童発達支援		1	1(1)				4	4	4	5	6
② 医療型児童発達支援							1	1	1	1	1
③ 放課後等デイサービス		6	6(6)		1		6	6	8	8	13
④ 居宅訪問型児童発達支援											
⑤ 保育所等訪問支援		3	3(3)				1	1	1	1	4
計（指定障害児通所支援事業者）		10	10(10)		1		12	12	14	15	24
合計		10	10(10)		1		12	12	14	15	24

※ 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設については毎年、その他の施設については3年に1回実施  
・コロナウイルスの影響で計画どおりの指導監査が行えなかった。

\* 当年度重点指導事項

【令和2年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 非常災害対策について
- (2) 従業員の資格要件及び配置基準について
- (3) 従業員等による虐待防止について
- (4) 新型コロナウイルス対策について（自己点検の実施）

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	0	0	0	
集団指導	9	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、説明資料を局ホームページに掲載し、開催に代えた。</li> <li>・中部管内で指定障害者福祉サービス等を提供している全法人を対象。</li> <li>・内容                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項及び届出等について</li> <li>(2) 障害者虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化の推進について</li> <li>(3) 社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について</li> </ol> </li> </ul>
監査	なし			

1.7 心と女性に関する相談状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				令和2年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	女性相談	DV	ひきこもり	その他	
H28年度	390	111	26	163	90	138	119	120	13	その他は精神保健福祉相談で心と女性の相談担当が対応したものの。
H29年度	486	103	31	197	155	224	81	177	4	
H30年度	590	146	37	212	195	186	97	277	30	
R1年度	684	143	92	317	132	214	159	286	25	
R2年度	584	156	51	276	101	176	143	175	90	

※ (1) 相談取扱件数は、延べ件数。

(2) 相談内容は、主なもの(上位3項目)を記載

1.8 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H28年度	424	475	70	2,875	1,499	5,343
H29年度	413	466	62	2,752	1,528	5,221
H30年度	410	449	62	2,683	1,539	5,143
R元年度	411	439	63	2,615	1,570	5,098
R2年度	415	435	65	2,552	1,604	5,071

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件、円)

(令和3年3月31日現在)

手当区分	前年度 未受給 者数 (人) A	前年 度未 処理 件数	本 年 度 中 (人)										差引現 在受給 者数 A+B-C+ D-E+F-G (人)	支給額 (円)	
			受付 件数	内 訳			喪失 件数 C	停止 解除 D	停止中		その他				
				認定 件数 B	却下 件数	未処 理件 数			停止 開始 E	喪失	転入 F	転出 G			
特別障害者 手当	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2,049,450
障害児福祉 手当	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	535,140
経過的福祉 手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2,584,590

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況

(単位：件)

(令和3年3月31日現在)

区 分	A (重度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H28年度	33	328	107	614	1,082
H29年度	33	328	106	616	1,083
H30年度	34	330	98	626	1,088
R1年度	30	333	96	656	1,115
R2年度	30	343	86	672	1,131

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件)

(令和3年3月31日現在)

区 分	前年度末 現 在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現 在	
		新規交付	転入	転出・返還	18歳に達した場合	障害程度		
A (重 度)	18歳未満	35	2	0	4	-5	2	30
	18歳以上	323	2	16	4	5	1	343
B (中・軽度)	18歳未満	126	13	4	34	-21	-2	86
	18歳以上	631	4	33	16	21	-1	672
計	1,115	21	53	58	0	0	1,131	

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況

(単位：件、人)

(令和3年3月31日現在)

区 分	通報届出件数	入院患者数		自立支援医療 (精神通院)受 給者証所持者数	手帳所持者数
		措置入院	医療保護入院		
H28年度	8	0	162	3,075	1,223
H29年度	13	0	151	3,200	1,294
H30年度	21	0	144	3,372	1,355
R元年度	8	1	149	3,542	1,422
R2年度	11	1	158	2,468	1,097

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所) (令和3年3月31日現在)

区 分	面接相談		電話相談		訪問指導	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
H28年度	20	50	78	238	22	62
H29年度	35	56	49	82	24	41
H30年度	22	24	30	51	18	35
R元年度	15	17	47	227	16	48
R2年度	15	17	51	203	13	29

19 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・幼保連携型認定こども園・児童館・届出保育施設等）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地監査】

①公立保育所（公設民営を含む）、公立幼保連携型認定こども園、公立児童館……3年に1回

②私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立児童館……2年に1回

③児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。

ただし、前年度実施監査で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地監査を実施しない施設に対して実施する。

\* 当年度重点指導事項

- (1) 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた「非常災害対策計画」を策定し、これに対する訓練を実施しているか。（平成30年6月12日付第201800074749号鳥取県福祉保健部長通知「災害時要配慮者が利用する施設の風水害対策の強化について」）
- (2) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」の周知、実施体制の確認（H31.4.25子保発0425第2号）
- (3) 保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針に基づき行われているか。（児発第471号児童家庭局長通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)）

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区分	保育所					幼保連携型認定こども園					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
倉吉市	20	7	13	5	35	6	3	3	5	18	10	3	7	4	4	○	・早朝、夕刻時間帯での有資格者配置不備。(保育所=2件、幼保連携型認定こども園=3件) ・自己評価の実施、公表不備(保育所=2件、幼保連携型認定こども園=2件、児童館=3件) ・設備等の安全確保不備(保育所=5件、幼保連携型認定こども園=7件)
三朝町	3	1	2	1	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
湯梨浜町	4	1	3	2	3	5	0	5	2	2	2	0	2	0	0	○	
琴浦町	4	1	3	1	6	3	3	0	3	10	2	0	2	0	0	○	
北栄町	1	0	1	1	2	5	0	5	1	1	1	1	0	0	0	○	
計	32	10	22	10	55	19	6	13	11	31	15	4	11	4	4	5	

※ 「市町村指導の有無」欄の「○」は、指導を実施した市町村。

(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

前記(1)の実施要綱に基づき指導監査を実施した。

・立入調査……毎年1回、抜き打ち調査……3年に1回

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
定期調査	5	5	2	2	サービス内容の掲示に、一部記載漏れ
抜き打ち調査	5	0	0	0	コロナで中止

※ 鳥取県では認可外保育施設を届出保育施設と呼称。

(3) 母子世帯の施設入所状況

(単位：世帯、人)

(令和3年3月31日現在)

施設の種別	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	2(4)	0(0)	0(0)	2(4)	
		( )	( )	( )	( )	
計		2(4)	0(0)	0(0)	2(0)	

※ ( ) 内の数値は人数。

20 母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況

(1) 母子・父子自立支援員活動状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

相談指導事項	生活一般				児童				生活支援										その他		合計												
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 職	結 婚	そ の 他	小 計	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	小 計	母子福祉資金 貸付	母子福祉資金 償還	父子福祉資金 貸付	父子福祉資金 償還	寡婦福祉資金 貸付	寡婦福祉資金 償還	公的年金		児童扶養手当	生活保護	税	そ の 他	小 計	売店設置	たばこ販売	母子世帯向公営住宅	母子 福祉 施設 の 利用	母子生活支援施設	小 計	
件数	0	0	0	0	4	0	24	28	0	0	0	0	0	21	88	0	7	0	0	0	0	0	0	0	116	0	0	0	0	0	0	0	144
勤務日数	17日/月					訪問延数			15日				関係機関連絡延件数	173件												43回							

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和3年5月31日現在)

区分	新 規 分				続 続 分				貸付 不承認 人数		
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付			貸付実行 合計 金額	
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)			
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金	4	14,352,000	4	14,352,000	1	336,000	4	3,358,800	5	3,694,800	
高校					1	336,000					
短大・専修(専門)	3	10,512,000	3	10,512,000			1	954,000	1	954,000	
大学	1	3,840,000	1	3,840,000			2	2,176,800	2	2,176,800	
専修(一般)											
技能習得資金											
修業資金	1	800,000	1	800,000							
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金	4	1,135,900	4	1,135,900	4	1,135,900			4	1,135,900	
高校											
短大・専修(専門)	3	891,900	3	891,900	3	891,900			3	891,900	
大学											
修業施設	1	244,000	1	244,000	1	244,000			1	244,000	
結婚資金											
合 計	9	16,287,900	9	16,287,900	5	1,471,900	4	3,358,800	9	4,830,700	
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)		本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))		回収率 (D/C)%
	収入未済額		収入未済額		収入未済額		収入未済額		収入未済額		
	人数	金額	人数	金額	調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)	人数	金額	
元金											
過年度分											19.39
現年度分											97.61
小 計											80.48
過年度分											35.15
現年度分											
小 計											33.54
合 計											80.42
そ の 他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

注 違約金(延滞金)は含まない。



(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和3年5月31日現在)

区分	新 規 分				継 続 分				貸 付 不 承 認 人 数 A-B		
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付				
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)			
		貸付実行 合計									
		人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)	人数	金額 (C+D)
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金											
高校											
短大・専修(専門)											
大学											
専修(一般)											
技能習得資金											
修業資金											
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金											
高校											
短大・専修(専門)											
大学											
修業施設											
結婚資金											
合 計											
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		償還免除額 (F)	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	回収率 (D/C)%	
	人数	金額	人数	金額	調定額 (C)	収入済額 (D)					不納欠損額 (E)
元金											
過年度分											
現年度分					85,328	85,328	0	0		#DIV/0!	
小 計		912,738			85,328	85,328	0	0	827,410	100.00	
利息											
過年度分											
現年度分											
小 計											
合 計		912,738			85,328	85,328	0	0	827,410	100.00	
そ の 他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

注 違約金(延滞金)は含まない。

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和3年5月31日現在)

区分	新 規 分				貸 付 状 況				貸付承認 人数	A-B	本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	回収率 (D/C)%		
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		継続分 当年度貸付								貸付実行 合計	
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)							人数	金額 (C+D)
事業開始資金																
事業継続資金																
修学資金																
高校																
短大・専修(専門)																
大学																
専修(一般)																
技能習得資金																
修業資金																
就職支度資金																
医療介護資金																
生活資金																
住宅資金																
転宅資金																
就学支度資金																
高校																
短大・専修(専門)																
大学																
修業施設																
結婚資金																
合計																
区分	前年度末償還期未 到来分 (A)	本年度貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳		償還免除額 (F)	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	回収率 (D/C)%								
	調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)													
元金			819,000	149,000	0	670,000		18.19								
現年度分			834,912	758,912	0	76,000		90.90								
小計	5,886,882		1,653,912	907,912	0	746,000	5,051,970	54.89								
利息					0	0		-								
現年度分					0	0		#DIV/0!								
小計	5,886,882		1,653,912	907,912	0	0	5,051,970	#DIV/0!								
合計						746,000	5,051,970	54.89								
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。															

2.1 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況

区分	月平均 町村ヶ 一人数	前年度 繰越 件数	申請等の処理						年度末 未処理 件数
			申請 受理	却下 取下げ	開始		廃止		
					世帯数	人員	世帯数	人員	
H28年度	33	0	2	0	3	9	11	0	
H29年度	29	0	5	0	7	4	4	0	
H30年度	28	0	4	0	4	5	5	0	
R元年度	27	0	7	0	7	6	6	0	
R2年度	26	0	3	0	3	8	8	0	

(単位：件、人) (令和3年3月31日現在)

・当事務所現業員 (1)人

(2) 保護の状況

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率	保護費	扶助の内訳																	
					生活扶助			住宅扶助			教育扶助			医療扶助			介護扶助			その他		
					金額	人員	円	金額	人員	円	金額	人員	円	金額	人員	円	金額	人員	円	金額	人員	円
H28年度	33	46	7.0	28,614,463	466	14,743,649	6,060,541	342	295,347	15	295,918	510	0	0	82	6,865,008	36	354,000	12			
H29年度	28	39	6.1	26,997,010	437	13,907,874	5,490,002	310	0	0	262,135	417	29,324	64	6,784,389	36	523,286	14				
H30年度	28	37	5.9	24,688,850	404	14,198,570	4,745,298	276	0	0	191,970	366	10,001	78	4,867,264	31	675,747	14				
R元年度	28	36	5.8	23,227,714	372	13,914,563	4,442,407	233	0	0	125,274	321	3,240	76	4,610,931	24	131,299	12				
R2年度	26	34	5.7	22,500,962	358	12,880,850	4,880,766	231	0	0	109,784	327	4,431	75	4,567,608	24	57,523	1				

(令和3年3月31日現在)

※ (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値。

(2) 「保護率」は、当該年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比。

(3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費。

2.2 社会福祉施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区 分		対象施設
特別養護 老人ホーム	実施なし	
養護 老人ホーム	書面監査	前年度実地監査を実施した施設
軽費 老人ホーム	書面監査	全施設（9施設）

\* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき書面監査を実施した。また、社会福祉法人に対する指導強化の観点から、福祉監査指導課の法人指導監査員が、監査調書のうち、会計管理の監査項目について確認を行った。

\* 当年度重点指導監査事項

- ①施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理、新型コロナウイルス感染症予防対策の整備状況）
- ②非常災害（風水害・地震等の災害）時の警戒避難体制の整備状況

（単位：施設、件）（令和3年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
老 人 福 祉 施 設	11 (特養0) (養護2) (軽費9)	3 (特養0) (養護1) (軽費2)	3 (特養0) (養護1) (軽費2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任支援員の配置について、常勤ではない者が従事しているの で、常勤とすること。</li> <li>・自ら提供するサービスの質の評価を行っていなかったので行う こと。またその結果を入所者に周知すること。</li> <li>・消火訓練及び避難訓練について、消火訓練を年1回しか実施し ていないので、定められた回数以上（年2回以上）実施すること。</li> </ul>

※ 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含む。

2.3 特定給食施設に対する指導の状況

\* 対象施設の選定方針

病院：医療法第25条第1項に基づく病院立入監査に同行予定だったが、コロナ感染拡大により立入監査中止  
 児童福祉施設：児童福祉行政指導監査に同行

\* 指導監査実施体制

病院：管理栄養士が給食部門を担当  
 児童福祉施設：管理栄養士が給食、食育部門を担当

\* 当年度重点指導監査事項

病院：衛生管理、栄養管理の現状確認  
 児童福祉施設：衛生管理、栄養管理、アレルギー対応の現状確認、食育活動実施状況の確認  
 学校：栄養管理、衛生管理の実施状況

（単位：施設、件）（令和3年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
特定給食施設	5	0	0	
その他給食施設	4	0	0	

※ 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含む。

2.4 食品表示に関する指導の状況

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区 分	相談受付 食品数	指導・助言 件数	主 な 指 導 ・ 助 言 の 概 要
食品表示法 (栄養成分表示、 機能性表示食品)	74	79	・食品表示法に基づく栄養成分表示の義務化について説明し、対応が必要な事項(栄養成分表示の方法、表記する数値の求め方等具体的な表示内容等)について助言
健康増進法 (特別用途食品、 誇大表示等)	16	20	・健康増進法第65条第1項で定める虚偽誇大表示の禁止について、健康保持増進効果等、事実と相違する表示、人を誤認させる表示内容等について説明し、適切な表示内容への対応を助言

2.5 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

○キャンペーン事業

5月31日の「世界禁煙デー」に併せ、受動喫煙の害等、住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関と実行委員会形式でキャンペーン事業を実施した。

<実施状況>

事業名	内 容
世界禁煙デー関連イベント	【令和2年度世界禁煙デーイベント】コロナ感染症のため中止 ○日 時 令和2年5月31日(日) 午後1時から3時 ○会 場 倉吉パープルタウン パータン広場 ○内 容 ・肺年齢測定、・ニコチン依存度チェック、禁煙標語作品展 示 ・禁煙パネル展示等

(2) 女性の健康づくり支援事業

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的として、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施。

<実 績>

一般相談(電話・面接)

相談内容	相談件数
思 春 期	0
妊 娠 ・ 避 妊	3
不 妊	223
メンタル	
更 年 期	0
性感染症	1
そ の 他	3
合 計	230

(3) 母子保健事業

圏域の母子保健体制の整備を図るため、母子保健関係会議を開催し、市町村の母子保健事業の情報交換や、切れ目ない子育て支援体制等について検討・調整を行った。

<実施状況>

項 目	内 容
母子保健担当者 会議	日 時：令和3年1月15日(金) 午前9時30分から11時40分まで 場 所：中部総合事務所 出席者：市町担当者 内 容：(1) 情報交換及び意見交換：産後ケア事業の委託料について、 産後健診の医療機関と市町の連携方法について

<課題>

・今年度から開始された産後健診の情報連携方法について、市町との意見を踏まえ整理したが、今後も関係機関の対応状況、課題等について情報交換・協議を行い、関係機関の連携を図るとともに、圏域における支援体制の整備を図る必要がある。

(4) 思春期保健事業

思春期の健康問題の一つである性の問題（人工妊娠中絶・性感染症）について、関係機関と連携・協働して正しい知識の普及啓発を行い、思春期保健の推進を図った。

<実施状況>

項目	内 容
中部管内の思春期に関する相談窓口カードの作成配布	7,000部を管内中・高等学校、思春期支援関係機関に配布

(5) 不妊治療費助成金交付事業

(単位：件) (令和3年3月31日)

区 分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	152	152
人工授精助成金	38	38
不妊検査費用助成金	33	33
計	223	223

(6) 食育推進普及事業

○令和2年度食育地域ネットワーク強化事業

<事業概要>

「食のみやこととり～食育プラン（第3次）～」に基づき食育活動を推進するため、「子どもの頃からの健全な食習慣の確立」をテーマとし、食育実践者同士のネットワークづくり、指導者育成を図るための交流会を開催する予定であったが、コロナ感染拡大のため2年度中止を決定。次年度に改めて開催を検討する。

(7) 歯科保健事業

①歯と口腔の健康づくり推進事業

○デンタルプロフェッショナル派遣事業

生涯における歯と口腔の健康づくりを推進するため、モデル小学校において学校歯科医と連携して課題の分析や歯科保健指導等を行った。

<実施状況>

モデル校名	実施日	参加学年	内容
倉吉市立 北谷小学校	10月20日(火)5限 11月25日(水)3限	5、6年生 (16名)	<歯周病予防コース> 【10月】学校歯科医による歯周病予防講話 「歯周病について学ぼう」 【11月】歯みがき指導(歯肉炎予防)
琴浦町立 聖郷小学校	10月1日(木)5限 11月18日(水)3限	4年生 (19名)	<むし歯予防コース> 【10月】健康教育講演会(PTA、教員対象) 【11月】非常時の口腔ケア ～少ない水でも歯みがきをしよう～

○職域・地域における歯周疾患健診促進パイロット事業

成人期の歯周病罹患率を減少させ一次予防を促進するため、事業所や地域に日本歯科医師会の「生活歯援プログラム」を導入し、歯周病スクリーニング唾液検査や歯科保健指導を行い、成人期の歯科保健対策の強化を図った。

<実施状況>

地域・事業所名		内 容
地 域	○北栄町 (6名、食生活改善推進員養成講座)	・歯科保健教育、歯科保健指導(集団) ・生活歯援プログラムの活用・普及(3ヶ月後に評価) ・歯周病だ液検査
事業所	コロナ感染防止のため中止	

②8020運動 進事業

(ア) 中部地域歯科保健推進協議会(年1回)

関係団体が緊密な連携を図り、生涯を通じた住民の歯科保健を推進する。

<実施状況>

※ 新型コロナウイルス業務増大のため中止

(イ) 中部地域歯科保健関係者研修会（年1回）

<実施状況>

※ 新型コロナウイルス業務増大のため中止

(ウ) 中部地域市町歯科保健担当者会（年1回）

地域歯科保健対策を効率よく進めるため、課題の検討や情報交換を行った。

<実施状況>

※ 新型コロナウイルス業務増大のため中止

(エ) 中部圏域におけるよい歯のコンクール

中部地区市町から推薦のあったよい歯の親子を審査・表彰し、8020運動の普及啓発を図った。

<実施状況>

※ 新型コロナウイルス業務増大のため中止

(8) がん対策推進事業

中部地区のがん死亡率低下を目指し、地域の特性に応じたがん対策の取組を中部の関係機関が一丸となって推進する。

①中部圏域がん対策推進に係る会議

市町や職域等関係機関と連携を図り、がん予防の推進やがん検診受診率向上等がん対策の推進を図るための協議を行う。

(ア) 中部圏域がん対策推進会議分科会（1回）

開催なし

(イ) 市町がん対策担当課長会議（1回）

開催なし

②がん検診にかかる啓発

がん検診受診率向上のため、中部圏域統一のがん検診啓発物の作成や、がん征圧月間等に中部総合事務所内で展示を行い、がん啓発を行った。

<実施状況>

項目	内容
中部地区啓発ポスター・チラシの作成配布	ポスター450部、チラシ6500部を作成し、管内市町、医療機関や薬局、商工会等に配布
中部総合事務所ギャラリー展示	開催なし（コロナ感染症対策のため展示できず）

③出張がん予防教室

各世代に応じた、がんに対する正しい知識を身につけるために、がん予防教室を実施する学校や企業に対し講師派遣や教材の提供を行う。

<実施状況>

学校関係：6回 企業関係：0回

④がん検診推進パートナー企業認定

従業員をがんから守るために、がん対策に取り組む企業をパートナー企業として認定し、企業と連携したがん検診受診率向上に取り組む。（令和3年3月31日現在）

<認定状況>

訪問企業 7件 ⇒企業認定 5件

⑤鳥取県がん先進医療費利子補給事業

がん治療を受ける患者の経済的負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう、金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付する。

<実施状況>

助成件数：1件（今年度新規申請はなし）

(9) がん患者社会参加応援事業

がん治療による外見変貌によるがん患者の心理的負担を軽減すると共に社会参加を促進し療養生活の質の向上を図ることを目的とし、補整具の購入の一部を助成する。

ウィッグ・補整下着購入費用補助制度

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

区 分	申請件数	交付決定件数
ウィッグ	16	16
補整下着	3	3
計	19	19

(10) 受動喫煙防止対策推進事業

(令和3年3月31日)

区 分	件 数
受動喫煙相談件数	62
喫煙可能室設置施設届出件数	103

(11) 医療相談等対応状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

相談件数	相談内容 (重複あり)					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
17	4		8	2		3

2.6 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

\* 対象施設の選定方針

病 院：原則1回/1年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院は省略可とする。

診療所：無床1回/5年、有床1回/2~3年。自己点検表を検査対象医療機関に配布、回収し、記載内容等を基に立入検査を実施する。

\* 検査実施体制

病 院：保健所長(福祉保健局参事監)、その他7名程度の職員が部門ごと(診療、管理、薬剤、給食、放射線、看護、廃棄物)に検査する。

診療所：医薬担当を中心とし、必要に応じ専門職員の応援のもと検査する。

\* 当年度重点検査事項

病 院：院内感染対策

診療所：安全管理体制の確保、院内感染対策

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、原則として立入検査を中止し施設表等の徴取のみ実施

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区 分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		処分等件数			不 備 事 項 等 の 概 要 主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分	告発	指導	
病 院	10	0	0	0	0	0	0	
一般診療所	82	4	0	0	0	0	0	
歯科診療所	43	0	0	0	0	0	0	
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他	73	7	0	0	0	0	0	
合 計	208	11	0	0	0	0	0	

※ (1) 検査施設数は、延べ施設数。

(2) その他は、助産所、施術所、歯科技工所。



(2) 薬事監視の状況

\* 対象施設の選定方針

令和2年度も薬事関係等事業計画に基づき監視業務を実施した。

監視目標は、薬局、卸売業者、店舗販売業は、5割、高度管理医療機器等販売業者は1割、毒物劇物販売業者は3割、業務上取扱者は年間5施設を目途に立入検査を行うことになっている。

\* 検査実施体制

薬事監視員による立入検査。

\* 当年度重点検査事項

改正覚醒剤取締法の令和2年4月1日施行に伴い、薬局、医療機関に対し、覚醒剤原料の取扱いについて重点的に指導した。

(単位：施設、件) (令和3年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数				
					処分	告発	始末書	その他	
薬局	54	39	1	1				1	・薬剤師員数不足(薬局=1件)
製造業	専業	0							
	薬局	5	3						
製造販売業	専業	0							
	薬局	5	3						
卸売販売業	10	3							
店舗販売業	24	3							
薬種商販売業	1								
特例販売業	0								
配置販売業	1								
配置従事者	-								
業務上取扱施設	-	6							
再生医療等製品販売業	1								
医薬部外品	製造業	0							
	製造販売業	0							
	販売業	-							
化粧品	業務上取扱施設	-							
	製造業	0							
	製造販売業	0							
医療機器	販売業	-							
	業務上取扱施設	-	1						
	製造業	2	1						
毒物劇物	製造販売業	1							
	高度医療機器販売等	38	6						
	管理医療機器販売等	273	16						
	修理業	0							
	業務上取扱施設	-							
毒物劇物	製造業	0							
	一般販売業	45	13						
	農薬用品目販売業	27	1						
	特定品目販売業	0							
業務上取扱者	1								
合計	488	95	1	1				1	

※ 検査施設数は、延べ施設数。

27 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人) (令和3年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H28年度	19(4)	0(0)	0(0)	19(4)	15(4)	6(0)	1(1)	3(2)	3(2)	28(9)	31(4)
H29年度	15(4)	0(0)	0(0)	15(4)	7(0)	2(0)	1(0)	1(0)	3(3)	14(3)	32(5)
H30年度	11(3)	0(0)	0(0)	11(3)	11(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)	14(4)	29(4)
R元年度	6(0)	0(0)	0(0)	6(0)	7(0)	7(0)	0(0)	0(0)	3(3)	17(3)	18(1)
R2年度	7(2)	0(0)	0(0)	7(2)	9(1)	1(0)	0(0)	1(0)	2(2)	13(3)	12(0)

※ ( ) 内には、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) を再掲。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (令和3年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ヘルリッ 反応	胸部X線 撮影者数	結核菌検査者数		IGRA 検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核 (確定例)	潜在性結核 感染症
接触者 健診	保健所								
	委託	45		5			40		
	その他								
	計	45		5			40		
・実対象人数：28人 実受診者数：28人 ・受診率：100.0%									
結核 登録者 精密 検査	保健所								
	委託	22		22					
	その他	1		1					
	計	23		23					
・実対象人数：16人 実受診者数：16人 ・受診率：100.0%									
計	保健所								
	委託	67		27			40		
	その他	1		1					
	計	68		28			40		
・実対象人数：44人 実受診者数：44人 ・受診率：100.0%									

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位：件、人) (令和3年3月31日現在)

区分	発生状況	疫学調査件数				集団 発生 件数	備考		
		件数	患者数	死亡 者数	調査 件数			調査 人数	検査 件数
3類	腸管出血性大腸菌感染症	14	14	0	13	57	64	2	(0)
5類	侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	0	0	0	0	0	(0)
5類	アメーバ赤痢	1	1	0	0	0	0	0	(0)
5類	急性脳炎	1	1	0	1	1	1	0	(0)
4類	日本紅斑熱	2	2	0	2	2	4	0	(0)
5類	百日咳	1	1	0	0	0	0	0	(0)
5類	梅毒	2	2	0	0	0	0	0	(0)
5類	ウイルス性肝炎 (E型・A型除く)	1	1	0	0	0	0	0	(0)
4類	レジオネラ症	2	2	0	1	1	0	0	(0)
指定	新型コロナウイルス感染症	7	32	0	56	1056	1084	24	(0)
	計	33	58	0	73	1117	1153	26	(0)

※ 集団発生件数は、内数。

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (令和3年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	12	1	13	0	0	0	12	1	13	24	2	26
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲)	( )	( )	( )	26	11	37	25	11	36	78	35	113	
検査	27	13	40										

## (4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：人) (令和3年3月31日現在)

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロソフィー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数
1	10	209 ( 27 )	2
		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
		参加証交付件数 (新規件数再掲)	償還払件数
		2 ( 0 )	0

## (5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

件数	感染制御相談						会議 開催なし	研修会 開催なし
	相談区分(重複あり)							
	感染症 全般	感染症 事例	感染管 理組織	感染予 防技術	環境 管理	その他		
0								

## 2.8 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (令和3年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別手当	特別手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
H28年度	37	0	0	33	2	0
H29年度	31	0	0	27	2	0
H30年度	28	0	0	24	2	0
R元年度	25	0	0	22	2	0
R2年度	22	0	0	19	2	0

## 2.9 難病患者の状況

## (1) 受給者証所持者の状況

(単位：人) (令和3年3月31日現在)

区分	特定医療費(指定難病)医療受給者証所持者数	鳥取県在宅人工呼吸器患者支援事業利用者数	小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証所持者数
H28年度	860	5	90	4
H29年度	745	5	87	4
H30年度	761	4	88	4
R元年度	763	4	88	4
R2年度	852	4	97	3

## (2) 難病事業の実施状況

(単位：人) (令和3年3月31日現在)

区分	回数・内容	参加者数
難病患者医療相談会	実施なし	
指導	内容：要支援患者や家族が抱える日常生活及び療養上の悩み等について保健師等が訪問指導を行う。	実2人 延2人
難病連絡会	実施なし	
在宅難病患者一時入院	入院医療機関：県立厚生病院 回数：2回(8日間、11日間)	実2人 延2人

## 3.0 健康教育

(単位：人)

(令和3年3月31日現在)

区分	感染症	難病	母子	成人 老人	栄養健 康増進	歯科	医事 薬事	食品	計	再掲	
										地区組織活動	健康危機管理
回数	25						7		32		2
延べ人員	677						153		830		96

3.1 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (令和3年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H28年度	51	46	262	0	3	3	
H29年度	51	47	281	0	4	4	
H30年度	51	48	269	0	5	5	
R元年度	51	50	278	0	4	4	
R2年度	51	44	281	0	7	7	
内訳	整形	24	20	80	0	7	7
	耳鼻科	12	10	31	0	0	0
	眼科	3	2	5	0	0	0
	内科	12	12	165	0	0	0

3.2 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)								判定内容(延)				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	281	128	60	0	0	0	0	0	188	183	0	0	0	183
巡回	7	0	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
電話等	5	0	0	2	0	0	2	1	5	0	0	0	0	0
合計	293	128	67	2	0	0	2	1	200	183	0	0	0	183

3.3 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H28年度	68	26	8	11	0	9	122
H29年度	50	25	12	16	0	48	151
H30年度	65	24	17	13	0	25	144
R元年度	80	29	14	15	0	5	143
R2年度	69	22	14	12	0	18	135

3.4 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和3年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)								判定内容(延)					
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	112	0	0	0	0	6	0	97	21	124	4	46	0	0	50
巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
電話等	22	1	0	2	0	3	0	18	2	26	0	0	0	0	0
合計	134	1	0	2	0	9	0	115	23	150	5	46	0	0	51

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等  
特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等  
特になし